

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県情報公開条例の一部を改正する条例(総務課)	一九	○奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例(教育委員会学 校教育課)	三八
○奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例(総務課)	二〇	○奈良県行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する条例(情 報システム課)	三八
○奈良県事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例(行政経 営課)	二八	○奈良県動物の愛護及び管理に関す る条例(生活衛生課)	四一
○奈良県屋外広告物条例の一部を改 正する条例(風致保全課)	二九	○都市計画法に基づく開発許可の基 準に関する条例(建築課)	五二
○奈良県立都市公園条例の一部を改 正する条例(都市計画課公園緑地	三六		

### 公布された条例のあらまし

#### ◇奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

##### 1 行政文書の開示義務

##### (1) 個人に関する情報

開示の対象となる公務員等の職務の遂行に係る情報に、地方独立行政法人の役員及び職員の職務の遂行に係る情報を加えることとした。

##### (2) 法人等に関する情報

一定の情報を開示しないこととされている法人等から、地方独立行政法人を除外することとした。

##### (3) 審議、検討又は協議に関する情報

一定の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を開示しないこととされている県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体に、地方独立行政法人を加えることとした。

##### (4) 事務又は事業に関する情報

ア 一定の事務又は事業に関する情報を開示しないこととされている県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体に、地方独立行政法人を加えることとした。

イ 情報を開示しないこととされている県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務として、租税の賦課又は徴収に係る事務を加えることとした。

##### 2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る行政文書に第三者の情報が記録されているときに、与えることができることとされている意見書提出の機会は、地方独立行政法人については除外することとした。

##### 3 罰則

情報公開審査会の委員が秘密を漏らした場合の罰金の額の上限を、三十万円から五十万円に引き上げることとした。

##### 4 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。  
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

##### 1 目的

個人の権利利益を保護するため、実施機関が保有する個人情報の利用停止を請求する権利を明らかにすることとした。

##### 2 適正管理、委託に伴う措置等

実施機関及び実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた者等

は、個人情報 の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととし、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用することとした。

3 開示

- (1) 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないこととした。
- (2) 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、当該個人情報を開示することができるとした。
- (3) 開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとした。
- (4) 開示請求に係る個人情報 が著しく大量である場合について、開示決定等の期限の特例を設けることとした。
- (5) 実施機関は、正当な理由があるときは、協議の上他の実施機関に対し、事を移送することができることとした。

4 訂正

- (1) 実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、原則として、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならないこととした。
- (2) 訂正決定等に特に長期間を要すると認める場合について、訂正決定等の期限の特例を設けることとした。
- (3) 実施機関は、正当な理由があるときは、協議の上他の実施機関に対し、事を移送することができることとした。
- (4) 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報の提供先に対し、訂正決定をした旨を書面により通知することとした。

5 利用停止

- (1) 何人も、開示を受けた自己を本人とする個人情報 が、収集の制限に違反して収集されたものであるとき、又は利用及び提供の制限に違反して利用され若しくは提供されていると思料するときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができることとした。
- (2) 実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、原則として、個

人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならないこととした。

- (3) 実施機関は、原則として、利用停止請求があった日から起算して三十日以内に利用停止決定等をし、書面により通知しなければならないこととし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認める場合について、利用停止決定等の期限の特例を設けることとした。

6 不服申立て

- (1) 奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、不服申立ての諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報 が記録されている行政文書の提示を求めることができることとした。
- (2) 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととし、不服申立人等は審議会に対し、意見書又は資料を提出することができることとし、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができることとした。

7 苦情処理

実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととした。

8 罰則

- (1) 実施機関の職員等又は受託業務の従事者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報 ファイルを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとした。
- (2) (1)に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。
- (3) 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。
- (4) 審議会の委員等で職務上知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処することとした。  
(5) 偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処することとした。

9 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日等

- (1) 平成十七年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の範囲の変更

- (1) 屋外広告物法の改正に伴い、知事の権限に属することとされた除却した広告物等の保管、売却、廃棄等の事務を関係市町村が処理することとした。
- (2) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付等に係る知事の権限に属する事務を奈良市、橿原市及び生駒市が処理することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

- 1の(1)及び2については規則で定める日から、1の(2)については平成十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 景観保全型広告整備地区

- (1) 知事は、一定の地域又は場所で、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができることとした。

(2) 知事は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする事とした。

- (3) 知事は、基本方針に基づき広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩

意匠その他表示の方法に関する事項（以下「広告物等の表示の方法に関する事項」という。）を定めるものとする事とした。

- (4) 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないこととした。

(5) (4)は、広告物等の表示の方法に関する事項を定め、又はこれを変更した場合について準用することとした。

(6) 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針及び広告物等の表示の方法に関する事項に適合するように努めなければならないこととした。

(7) 知事が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、一定の広告物を表示し、又はこれらの掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならないこととした。

(8) 知事は、(7)の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針及び広告物等の表示の方法に関する事項の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができることとした。

2 許可の有効期間の延長

- 一年 ↓ 三年

3 管理義務

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに關し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならないこととした。

4 許可の取消しその他の措置

知事が許可の取消し等ができる者に、3に違反している者を加えることとした。

5 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項

広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項は、次に掲げるものとする事とした。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 保管した広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及び当該  
広告物又は掲出物件を削除した日

(3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還す  
るため必要と認められる事項

6 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法

(1) 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示は、次に掲げる方法により行わ  
なければならないこととした。

ア 5の(1)から(4)までに掲げる事項を、二週間（簡易な広告物等については  
二日間）、規則で定める場所に掲示すること。

イ 一定の広告物又は掲出物件については、アの掲示の期間が満了しても、  
なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出  
物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住  
所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報等に掲載すること。

(2) 知事は、(1)の方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保  
管物件一覽簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者  
に自由に閲覧させなければならないこととした。

7 広告物又は掲出物件の価額の評価の方法

広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出  
物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関  
する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、  
必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知  
識を有する者の意見を聴くことができることとした。

8 保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続

(1) 保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければな  
らないこととした。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲  
出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲  
出物件については、随意契約により売却することができることとした。

(2) 知事は、(1)の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入  
札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その広告物又は掲出物

件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示  
し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならないこととした。

(3) 知事は、(1)の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべ  
く三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に広告物又は掲出物件の名  
称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない  
こととした。

(4) 知事は、(1)の随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から  
見積書を徴さなければならないこととした。

9 公示の日から売却可能となるまでの期間は、次のとおりとすることとした。  
公示の日から売却可能となるまでの期間

(1) 簡易な広告物 二日  
(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月

(3) (1)及び(2)に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間  
10 広告物又は掲出物件を返還する場合の手続

知事は、保管した広告物又は掲出物件（売却した代金を含む。）を当該広告  
物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び  
住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物  
又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則  
で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。こととした。

11 処分、手続等の効力の承継

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に  
ついて変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則によ  
り従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者  
がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、  
新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなすこととした。

12 屋外広告業の登録

(1) 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないこと  
とした。

(2) (1)の登録の有効期間は、五年とすることとした。  
(3) (2)の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登

録を受けなければならないこととした。

- (4) (3)の更新の登録の申請があった場合において、(2)の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、(2)の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとした。
  - (5) (4)の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする事とした。
- 13 登録の申請

- (1) 12の(1)又は(3)により屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならないこととした。
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 県の区域(奈良市を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - ウ 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
  - エ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
  - オ 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- (2) (1)の申請書には、申請者が15の(1)アからキまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならないこととした。

14 登録の実施

- (1) 知事は、13の(1)の申請書の提出があったときは、登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、13の(1)に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないこととした。
- (2) 知事は、(1)の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならないこととした。

15 登録の拒否

- (1) 知事は、申請者が次のアからキまでのいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

らないこととした。

- ア 23の(1)により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者
- イ 屋外広告業者(12の(1)又は(3)の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう以下同じ。)で法人であるものが23の(1)により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者
- ウ 23の(1)により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

オ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人でその役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるものの

- キ 20の(1)の業務主任者を選任していない者
- (2) 知事は、(1)により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならないこととした。

16 登録事項の変更の届出

- (1) 屋外広告業者は、13の(1)に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

- (2) 知事は、(1)の届出を受理したときは、当該届出に係る事項が15の(1)のオからキまでのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないこととした。

- (3) 13の(2)は、(1)の届出について準用することとした。

17 屋外広告業者登録簿の閲覧

知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならないこととした。

18 廃業等の届出

屋外広告業者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなった場合において、当該(1)から(5)までに定める者は、その日(1)の場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬこととした。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の役員

19 登録の抹消

知事は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、屋外広告業者登録簿につき、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならないこととした。

- (1) 18の届出があったとき(18の届出がなくて18の(1)から(5)までのいずれかに該当する事実が判明したときを含む)。
- (2) 23の(1)の登録の取消しをしたとき。

20 業務主任者の選任

(1) 屋外広告業者は、営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、(2)に定める業務を行わせなければならないこととした。

- ア 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- イ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ウ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
- エ 知事が、規則で定めるところにより、アからウまでに掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

- (2) 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。
  - ア 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

ア この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

イ 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

ウ 22の帳簿の記載に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

21 標識の掲示

屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならないこととした。

22 帳簿の備付け等

屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその営業に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならないこととした。

23 登録の取消し等

(1) 知事は、屋外広告業者が次のアからエまでのいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。

- ア 不正の手段により12の(1)又は(3)の登録を受けたとき。
- イ 15の(1)イ又はエからキまでのいずれかに該当することとなったとき。
- ウ 16の(1)による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

24 登録手数料

- (1) ア及びイに掲げる者は、それぞれに定める額の手数料を申請の際納付しなければならないこととした。
- ア 12の(1)の登録を受けようとする者 一件につき 一万円
- イ 12の(3)の更新の登録を受けようとする者 一件につき 一万円
- (2) 既納の手数料は、還付しないこととした。

25 立入検査等

知事が立入検査等をできる対象に屋外広告業を営む者を追加することとした  
景観行政団体である市町村の特例

26 一定の場合は、条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部については景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）が処理することができることとした。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならないこととした。

27 罰則

罰則に次の(1)から(3)までを加えることとした。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ア 12の(1)又は(3)の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

イ 不正の手段により12の(1)又は(3)の登録を受けた者

ウ 23の(1)による営業の停止の命令に違反した者

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

ア 16の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 20の(1)の業務主任者を選任しなかった者

ウ 25による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は25において検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する

ア 18の届出を怠った者

イ 21による標識を掲げない者

ウ 22による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

28 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

29 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、1及び(3)の一部について

ては公布の日から、2から4まで、11から25まで、27並びに(2)については平成十七年四月一日から施行することとした。  
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。  
(3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 監督処分

知事は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合においてはこの条例の規定による許可を受けた者に対し、許可の取消し等の処分をし、又は必要な措置を命ずることができることとした。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

2 工作物等を保管した場合の公示事項

工作物等を保管した場合の公示事項は、次に掲げるものとすることとした。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

3 工作物等を保管した場合の公示の方法

(1) 工作物等を保管した場合の公示は、次に掲げる方法により行わなければならないこととした。

ア 2の(1)から(4)までに掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間規則で定める場所に掲示すること。

イ 特に貴重と認められる工作物等については、アの掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を奈良県公報に掲載すること。

(2) 知事は、(1)の方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないこととした。

4 工作物等の価額の評価の方法

工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができることとした。

5 保管した工作物等を売却する場合の手続

(1) 保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならないこととした。ただし、競争入札に付しても入札者がなく工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については随意契約により売却することができることとした。

(2) 知事は、(1)による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までにその工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならないこととした。

(3) 知事は、(1)による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならないこととした。

(4) 知事は、(1)による随意契約によるるときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないこととした。

6 工作物等を返還する場合の手続

知事は、保管した工作物等(5により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するとき、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとした。

7 届出

知事に届け出なければならない場合に、公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した者が当該行為をした場合を加えることとした。

8 罰則

過料の額の上限を一万円から五万円に引き上げることとした。

9 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 県立養護学校の統合及び設置等

(1) 奈良県立西の京養護学校と奈良県立七条養護学校とを統合し、奈良県立奈良東養護学校を設置することとした。

(2) 奈良県立西の京養護学校成美学寮分校の名称を、奈良県立奈良東養護学校成美学寮分校に改めることとした。

2 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

1 目的

この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第九条第一項の規定の趣旨にのっとり、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとするものとした。



- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
  - (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法に規定する規程、地方公営企業法に規定する企業管理規程並びに地方自治法に規定する会議規則及び規則を含む。以下同じ。）をいう。
  - (3) 県の機関 地方自治法に基づいて設置される県の執行機関、議会、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
  - (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
  - (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
  - (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
  - (7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
  - (8) 処分通知等 処分の通知その他の法令又は条例等に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
  - (9) 縦覧等 法令又は条例等に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
  - (10) 作成等 法令又は条例等に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 3 電子情報処理組織による申請等
- (1) 県の機関は、申請等のうち他の条例等により書面等により行うこととして行われるものについては、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとした。
  - (1) により行われた申請等については、書面等により行うものとして規定し

- た申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等を適用することとした。
- (1) により行われた申請等は、県の機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録がされた時に到達したものとみなすこととした。
  - (1) の場合において、県の機関は、他の条例等により署名等を行うこととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができることとした。
- 4 電子情報処理組織による処分通知等
- (1) 県の機関は、処分通知等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。
  - (1) により行われた処分通知等については、書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等を適用することとした。
  - (1) により行われた処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機のファイルに記録がされた時に到達したものとみなすこととした。
  - (1) の場合において、県の機関は、他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。
- 5 電磁的記録による縦覧等
- (1) 県の機関は、縦覧等のうち他の条例等により書面等により行うこととして行われるものについては、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができることとした。
  - (1) により行われた縦覧等については、書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等を適用することとした。
- 6 電磁的記録による作成等
- (1) 県の機関は、作成等のうち他の条例等により書面等により行うこととして行われるものについては、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて電磁的記録の作成等を行うことができることとした。

◇奈良県動物の愛護及び管理に関する条例

1 目的

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生に寄与することを目的とすることとした。

2 定義

(2) (1)により行われた作成等については、書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等を適用することとした。

(3) (1)の場合において、県の機関は、他の条例等の規定により署名等をするこ  
ととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代え  
ることができるとした。

7 適用除外

別表に掲げる手続等については、この条例の規定は、適用しないこととした。

8 県の手続等に係る情報システム整備等

県は、手続等における情報通信の技術の推進を図るため、情報システ  
ムの整備その他必要な措置を講じ、安全性及び信頼性を確保し、手続等の簡素  
化又は合理化を図るよう努めなければならないこととした。

9 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

知事は、少なくとも毎年度一回、この条例の規定による情報通信の技術の利  
用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法によ  
り公表するものとする。こととした。

10 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

11 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとすることとした。  
ア 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。  
イ 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が動物を飼養（保管を含む。以  
下同じ。）する場合、その者を含む。）をいう。  
ウ 動物取扱業 飼養施設（動物の飼養のための施設をいう。以下同じ。）  
を設置して動物（畜産農業に係るものその他規則で定める用途に供するた  
めに飼養しているものを除く。）の販売、保管、貸出し、訓練、展示その  
他規則で定める取扱いを業として行うことをいう。  
エ 特定動物 ライオン、わにその他の人の生命、身体又は財産（以下「人  
の生命等」という。）を侵害するおそれがある動物として規則で定める動  
物をいう。

3 県等の責務

(1) 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護と適正な飼養に  
関し市町村と連携して、普及啓発その他必要な施策を実施するように努めな  
ければならないこととした。

(2) 県民は、動物の愛護に努めるとともに、法及びこの条例の規定に基づき県  
が行う施策に協力するように努めなければならないこととした。

4 飼い主等の責務

(1) 飼い主は、動物の生息、習性及び生理を理解するとともに、飼い主として  
の責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養に努めなければならないことと  
した。

(2) 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生  
にわたり飼養するように努めるとともに、やむを得ず飼養することができな  
くなった場合には、適正に飼養することができると認められる者に譲渡する  
ように努めなければならないこととした。

(3) 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれを適正に飼養することが困  
難となるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するために必要な  
措置を講ずるように努めなければならないこととした。

5 飼い主の遵守事項

飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければな